

海外経済要録

国際機関

◇ IMF、輸出変動に関する補償金融の新措置発表

IMFは2月27日の理事会において、「1次產品輸出国の輸出変動に対する補償金融」措置を正式に決定した。同措置は、1次產品輸出国の一時的輸出不振に基づく外貨危機に対しクォータの25%を限度とし貸出枠を新設するものである。

1次產品輸出国の輸出受取を安定化させる問題についてはかねてからIMF、国連商品貿易委員会などで種々の方策(IMF資金の弾力的運営、補償金融機関の設置など)が検討されてきたが、昨年5月の国連商品貿易委員会において、IMFは同委員会より本問題についてIMFの採りうる方策について報告するよう求められていたものである。

補償金融に関するIMFの今回の決定は概略次のとくである。

(1) クォータの増額について——貸出限度の拡大を目的とする小国のクォータの増額は現状では必要ないが、将来輸出受取の変動が激化した時には増額について好意的な考慮を払う。

(2) 貸出枠の拡大——一時的輸出不振に基づく國際收支の赤字を補てんするためIMFは当事国の要請に応じ、クォータの25%の範囲内で、次の要件が満たされれば貸出を承認する。①輸出不振が短期的かつ自国の統御しえない事情に基づくこと、②当事国はIMFと協力して國際收支危機の打開に努めること。すなわち、從来の規約下では各國の借入限度は自國クォータの200%までとされていたが、今回の措置を適用して借入を行なう場合にはウェーバー条項が発動され、借入枠は225%に拡大することとなる。貸出およびその返済などについては、IMF規約および從来の慣行にしたがって実施される。なおIMFは輸出不振が一時的な性格であることを明確にするため、今後加盟国の中期的な輸出トレンドを算定し、その判断資料とする。

◇ EMAの延長決定

OECD理事会は2月19日EMA(歐州通貨協定)の1年延長を決定。その際加盟國中央銀行間に下記2項の申合せが成立した。

(1) 加盟國中央銀行は、自己の保有するポンド残高中、各行合計1,125万ポンドをこえる部分についてはEMAによる為替保証(ドル保証)を求めないこととし、英蘭銀行もまた自己の保有する各加盟國通貨残高について同額の保証限度を承認する(3月1日から実施)。ただし英國以外の中央銀行相互間ではEMAによる為替保証は従前どおり無制限に認められる。

(2) 既存の中央銀行間協力の慣行にのり、EMA加盟國中央銀行間でいざれかの国に対する通貨支持協力措置が行なわれた時の加盟國間の通知手続きを設ける。通知は關係中央銀行からBIS(EMA事務局)に対して行なわれ、BISはそれをOECD内EMA理事会に連絡することとする。

(1)については昨年度のEMA延長に際しても英國から要望のあった点であり、本年度の協議にあたっては当初から紛糾した(とくにフランスが強力に反対)。英國のいひ分は、EMAの成立した1955年当時と違い現在ではドルによる為替保証の意義が減少したこと、EMA加盟國のみにEMAによる為替保証を付することに豪州、ニュージーランドなど英連邦諸国からの反対が強いことなどをあげているが、結局ベルギーの提出した妥協案をもとに上記限度額(本申合せ当時の加盟國保有ポンド残高の約5%に相当)の設定に落ち着いたものである。ただし1昨年春のバーゼル協定のごとき通貨支持のための特別取決めに基づく分は上記限度の枠外とされ從来どおり為替保証が付される。

なお上記決定については協定条文そのものは変更されず、それぞれ關係中央銀行間の諒解事項として交換文書により実施されることとなっている。

米州諸国

◇ケネディ大統領、失業教書を提出

労働力訓練並びに開発法(Manpower Training and Development Act, 1962)に基づきケネディ大統領は3月11日議会に失業教書(Manpower Message)を提出した。同教書は、失業が深刻化しつつあることを指摘し、国内政策として、完全雇用の達成こそ最も焦眉の問題であると強調し、その対策として減税、その他、政府の雇用促進策を議会が早急に承認するよう要請している。

おもな内容次のとおり。

(1) 1962年の平均失業率は5.6%、平均失業者数は4百万人を数えたが、これは全米の経済活動が3週間停止したことに匹敵する經濟的損失である。

(2) 第2次大戦後、就職者は17%増加したが、一方労

労働人口は21%増加し、このため米国経済は戦後常に過剰労働人口をかかえてきた。

(3) 失業構造の変化として注目すべきは、第1に失業期間の長期化で、15週間以上の失業者数は1957～62年間に倍増したことである。第2に未熟練肉体労働者の労働市場が狭隘化していることである。第1次、および第2次産業従事の労働者数の全就業人口に占める比率は1947年の51%から1962年には42%へと低下している。

(4) 米国の経済成長率は1947～57年の平均3.2%に比し最近5か年の平均は2.9%に低下している。今後何らかの成長策がとられぬ限り1967年には失業率7%となろう。

(5)かかる事態を回避するため経済成長を促進し、あわせて産業構造の変化に適応しうる労働力の養成などが必要である。そのためかねて提案の減税案、ならびに青少年雇用法、教育援助法などの議会承認が要請される。

歐 詮 諸 國

◇ E F T A 理事会、域内関税引下げ促進などを決定

2月18、19日の両日ジュネーブで開かれたE F T A 理事会は、英國のE E C 加盟交渉失敗後の現段階で加盟7か国がとるべき政策についての検討を行なった。理事会決定の要旨は次のとおりである。

(1) ブリュッセル交渉の挫折は欧州の経済統合を遅延させるものではなはだ遺憾である。7か国は引き続き世界全体に開放された欧州統合市場(large unified European market)の実現促進のため努力する。

(2) E F T A 諸国はE E Cとの加入交渉は共同歩調で行なうという従来の方針を確認する。英國に同調して当分の間はE E C加入交渉を進展させない。ただしE E Cと密接な経済関係(注)にあるオーストリアについてのみ準加盟交渉を継続させることを認める。この場合も、オーストリアは交渉の内容を逐次E F T A 加盟国に報告する。

(注) オーストリア貿易の市場構造(1961年)

	E F T A	E E C	その他	計
輸 出	12.5%	50.3%	37.2%	100.0%
輸 入	12.1	56.5	31.4	100.0

なおブリュッセル交渉挫折後もE E C加入に積極的態度を示していたデンマーク、ノルウェーは、英國が両国の関心品目である酪農製品(デンマーク)や水産物(ノルウェー)の輸入を増大させることを約束したので、前記の方針に従うこととに同意した。

(3) 1966年中に工業製品については域内関税を撤廃す

る。その具体的な実施計画は5月の次期理事会(リスボン)で決定する。

(4) E F T A 諸国は、世界貿易の自由化促進のためのすべての実際的活動(practical move)に支持を与える。とくに今後のガットにおける関税引下げ交渉では積極的に行動する。

(6) 関税以外の面でもE F T A 諸国は今後相互に密接な協力を行なう。とくに農産物貿易の促進(英國、デンマークは農産物貿易協定を締結すること)、加盟国の通商、景気・財政政策の協調については具体案を研究する。

◇ フランス、特別準備率引上げなどの金融措置実施

2月27日開催の国家信用理事会において、フランス銀行総裁は次の金融措置の実施を発表した。

(1) 特別準備率(coefficient de trésorerie)を32%から35%に引き上げること(3月末日から実施)。

(2) 全銀行貸出につき今後1年間の増加率を12%(過去3年間の増加実績は年平均16%)に抑えること(本年2月末を基準に5月末4%、8月末5%、11月末9%、明年2月末12%)。

フランスにおける昨年来の資金・物価の上昇は著しく、しかもこの傾向が主として銀行の信用造出によるところが多いと判断されている。今回の措置はかかる信用膨張傾向を抑制するために採られたものである。しかしながら今回の施策は設備、輸出金融を抑制するものではなく、もっぱら企業の短期資金を抑えることが主眼とされている。

また大蔵省は同日銀行引受けの短期国債金利(現行1年物2.75%)を16%引き下げるのを決定した。これは最近における銀行運用資金量の増大からみて国債利回りを引き下げるに格別の影響なく、またこれによって国債発行額が減少しても国庫金繰りにも支障ないとみられた結果実行されたものである。この利下げによって、これまで短期国債自由保有分(1962年末で約20億 Franc)にあてられていた資金が今後は中期信用手形、次いで事業債へ多少とも向かうものと、関係当局では期待している。

ア ジ ア お よ び 大 洋 州 諸 国

◇ エカフエ第5回域内貿易促進会談と第6回貿易委員会の開催

エカフエ第5回域内貿易促進会談は1月16日から25日まで、バンコックにおいて開催され、エカフエ加盟國のうち域内14か国代表が参加した。今回の会談はまず域内

貿易の拡大策に關し集団討議を行なったが、各國から提示された具体策が多岐にわかつたため、事務局においてこれらを調整したうえ次回会談の討議に付することとし、かつ本件を討議するため貿易促進会談を從来よりひんぱんに開催することを申し合せた。統いて商品別に貿易拡大の可能性を検討する2国間の討議が行なわれ、参加国のはほとんどはわが国との貿易が入超傾向を続いているため、わが国に対し主要商品の買付増大を要望した。これに対し、わが国は商品別には輸入のあい路などが少くないが現在輸入を大幅に自由化しつつあるので、東南ア諸国がその產品の品質、価格などにおいて國際競争力をつければ輸入増大の余地がある旨を述べた模様である。

次いで1月28日から2月5日まで同地でエカフェ第6回貿易委員会が開催され、加盟国のはか関係国、國際機関など約40の代表団が出席した。

会議はまず貿易と通商政策の推移について討議を行なったが、ほとんどの低開発諸国は1次產品市況の低落を主因として1961年以降輸出が減退もしくは伸び悩んでいることを強調、開発計画の推進による輸入需要の増大もあって外貨事情の悪化を招いた事情を説明した。また先進国側の関税その他の障害が輸出の伸長を妨げていると主張した国もあった。したがって明春開催される予定の世界貿易開発会議など國際的協議によって市況安定が達成されることを期待する旨の発言が多く、さらに先進国に対し、貿易のよりいっそうの自由化、低開発国の新興産業と競合する生産の抑制などの要望が出された。

統いて、EECなど地域的経済協力機構の問題について討議が進められたが、たまたま英國のEEC加入交渉の決裂が報ぜられたため、英連邦諸国はこぞって安堵の意を表明した。席上低開発国側はEECの通商政策および農業政策に対する懸念を強調し、EEC側を代表してフランスが逐一弁解に努めた形となった。

なお本年開催の予定であった第1回アジア国際見本市は、主催国パキスタンが辞退したため、1966年に延期しバンコックで開催することに落着した。

◇インドの1963/64年度予算案

インド政府は、2月28日、1963/64年度一般会計予算案(1963年4月～64年3月)を議会に提出し、同時に国防費の倍増による歳出超過に対処するため大幅な増税案を発表した。概要次のとおり。

歳入は、所得税などの自然増収および国債発行増を見込んで15,857百万ルピー(ドル換算33億ドル、現行税率基準)と前年度予算比14.8%増。これに対し、歳出は中

印國境紛争に伴う国防費の著増(歳出総額に占める割合は前年度の25%から38%に上昇)を主因に18,524百万ルピー(39億ドル)と前年度予算比34.1%増の史上最大規模となり、差引歳出超過は2,667百万ルピー(6億ドル)となっている。この赤字補てんのため、総額2,659百万ルピーに上る大要下記のような大幅増税を提案、これにより赤字額は8百万ルピーになる。

- (1) 石油、機械類、鉄鋼製品などの輸入関税を5～25%引き上げるほか、すべての輸入品に対しその輸入関税の10%に相当する附加税を課す。
- (2) 鉱物油、煙草、銅などの消費税を引き上げるとともに、日常消費物資を除く広範な品目に対しその消費税の10～33%に相当する附加税を課す。
- (3) 税引後所得に対し4～10%の附加税を課す。
- (4) 税引後の法人所得が自己資本の6%をこえる場合にはその超過分の50～60%に相当する特別利潤税を課す。

なお、開発関係の資本支出を主とする資本会計で約1,870百万ルピーの赤字を計上しているので、一般、資本両会計の総合赤字は約1,878百万ルピー(3.9億ドル)に上ることになる。

また上記増税のほか、政府は開発資金調達の一環として、所得額の一定割合を強制的に預金せしめる義務貯蓄制度(5年据置き、金利年4%)の創設を提案している。

インドの一般会計予算案

(単位・百万ルピー)

	歳 入			歳 出			
	1962/63年度 (予算)		1962/63年度 (実績) (推定)	1963/64年度 (予算)		1962/63年度 (予算)	
	1962/63年度 (予算)	1962/63年度 (実績) (推定)	1963/64年度 (予算)	1962/63年度 (予算)	1963/64年度 (予算)	1963/64年度 (予算)	
所 得 税	687	772	1,202 (390)	一般行政費	4,180	4,214	4,284
法 人 税	1,785	1,875	2,270 (310)	州 政 府 交 付 金	2,135	2,102	2,176
消 費 税	5,220	5,537	6,906 (1,066)	國 防 費	3,434	4,518	7,085
關 稅	2,078	2,317	3,086 (874)	國 債 費	2,479	2,460	2,802
國 債	1,675	1,765	2,171	その他共計	13,817	15,223	18,524
その他共計	13,809	15,003	18,516 (2,659)	歳入不足(-)	-8	-220	-8

(注) カッコ内、うち増税額

◇ビルマにおける銀行の国有化

ビルマのネ・ウイン軍事政権は、2月23日、抜き打ち的にビルマ国内にあるすべての民間商業銀行を国有化した。今回の措置で接收された銀行は、外国系銀行14行(内訳、インド5、英國4、中国3、パキスタン、オランダ各1)ならびにビルマ系銀行10行の合計24行で、その国有化および運営を監督するためチヨー・ソエ内相を委員長とする銀行国有化実行委員会が設置された。国有化された全銀行は今後「人民銀行」と名称を替え、それぞ

れ第1人民銀行、第2人民銀行といった数称をつけてよばれることになっている。

銀行国有化の理由として、政府はこれらの銀行が40%ないし45%の不適に高い利潤を得てきたことなどを指摘しているが、今次措置はさる2月15日の輸出入業務、米穀取引の国有化、一部私企業の接收に続くものであり、ネ・ウイン政権がその社会主義的政策を急進的に実施しはじめてきたものと解される。

なお、政府は国有化した外銀に対し、3ヶ月以内に当初持込資本を同一外貨で支払い、さらに建物その他の資産勘定から負債勘定を差引いた残余について補償すること(詳細不明)、またビルマ系民間銀行に対しては、払込資本を3ヶ月以内に株主に支払うことを明らかにしており、この任にあたる補償委員会を別に組織した。

◇ニュージーランドにおける中・長期貸付基金の設置

ニュージーランド準備銀行は、3月1日、政府との協議に基づき、生産および輸出振興を目的とする中・長期貸付基金を設置した。その概要次のとおりであるが、これは豪州の制度にならったものである。

(1) 準備銀行に設置される同基金の資金は、商業銀行の総要求払預金の1.5%(約3.9百万NZポンド)とし、支払準備預金から振り替える(これに伴い、支払準備率は1.5%引き下げられた模様)。

(2) 同基金のうち、要求払預金の1%に当たる資金は輸出関連産業の生産的事業に対し、商業銀行を通じて融資される。また、残りの0.5%に当たる資金は同じく商業銀行を通じて、輸出促進のために融資される。

(3) 貸付期間は原則として5年以内、場合によってはより長期のものも認める。

同国経済は、昨年來の金融引締め、輸入制限など諸調整策の効果があらわれているが、外貨準備高は昨年12月現在で140百万ドルと、輸出の伸び悩みを主因に、引締め前の水準(277百万ドル)に比べかなりの低水準にとどまっている。このような事情から、本措置はいっそうの輸出促進をはかるためにとられたもので、金融の一般的な緩和を意味するものではないとされている。

共産圏諸国

◇北鮮の1962年度経済実績

北朝鮮政府はこのほど昨年(経済発展7か年計画の第2年度)の計画達成状況を発表した。その概要是次のとおりで、農工業生産ともに前年を上回ったが、とくに鉱工業生産の伸びが顕著な点が注目される。

(1) 農業 前年と同様一部に天災の発生もあったが、年度計画を達成し、食糧生産はついに5百万トンを上回った(1960年380万トン、61年483百万トン)。これは植付け、収穫がタイムリーに行なわれたことにもよるが、とくにかんかんかい面積の拡大、機械化の進捗、施肥量の増大によるものであった。すなわちかんかんかい面積は各地のかんかんかい工事の進捗により1961年より3万ヘクタール拡大した。また昨年中の稼動トラクター数は15.7千台(15馬力換算)に達し、トラクターによる作業量は前年比35%の増大となり、さらに化学肥料の1ヘクタール当たりの使用量は前年比13%方の増加を示した。

(2) 鉱工業 鉱工業生産は前年比20%の増加(1961年の伸びは14%)で、7か年計画の年平均伸び率の目標18%を上回った。このうち生産財は21%、消費財は18%の増加となっている。主要品目の生産実績は次表のとおりで各部門とも新製品の開発が進んだ。

品 目	単 位	1 9 6 2 年	前年比増加率%
電 力	百万 K W H	11,445	14
石 炭	千 ト ン	13,200	12
銑 鋼、 鋼	千 ト ン	1,213	30
鋼 鋼	千 ト ン	1,050	36
鋼 材	千 ト ン	633	18
化 学 肥 料	千 ト ン	779	18
セ メ ン ト 物	千 ト ン	2,376	5
織 織 物	百万 メートル	256	37
靴 下	百 万 足	29.4	3
ミ ン シ ン	千 台	31.0	19
自 転 車	千 台	32.4	25
時	千 個	155.4	89

(3) 投資 経済部門に対する基本建設投資は550百万北鮮円(約347百万米ドル)で、このうち直接生産に寄与する部門の投資が77%を占めた。

(4) その他 国民所得は1961年比10%増大で、生活は相当に改善されており、住宅建設は昨年中に224千戸が着手され、187千戸が完成し、34千戸が完成に近い。

◇ソ連の中央アジア経済地区の創設

ソ連最高会議幹部会は2月5日次のとおり、中央アジア経済地区の設置を決定した。

(1) ウズベキスタン、キルギジア、タジキスタン、トルクメニアの中央アジア4共和国それぞれ共和国別の経済行政地区を一つの中央アジア経済地区に、またそれぞれの地区にある工業管理のための国民経済会議を一つの国民経済会議に統合する。

(2) 中央アジア経済地区の国民経済会議の活動に関する諸問題の審議、決定をソ連閣僚会議に委任する。

本措置は、昨年11月の党中央委員会総会の決議に基づくソ連全土にわたる経済地区の再編成(「国別動向」参照)の一環として行なわれた措置である。